

# しんくみ東海北陸健康保険組合便り



連絡先：〒453-0015  
愛知県名古屋市中村区椿町3-21  
電話：052-451-0291 FAX：052-453-3770



## マイナ保険証への移行に伴う対応について

### ◆8月19日に「資格情報のお知らせ」送付

12月2日以降、健康保険証がマイナ保険証へと移行します。当健保組合では、既加入者に対する「資格情報のお知らせとマイナンバー確認のお願い」の送付を行いました。

当組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、届きましたら、お手元のマイナンバーの下4桁と照合をお願いいたします。

「資格情報のお知らせ」は、令和6年12月から健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号の確認等に用いるもので、一部は加入者が携帯しやすいよう切り取って利用可能なレイアウトの紙製カードとなっています。ご確認のうえ保管をお願いいたします。

### ◆従来の被保険者証の扱い

マイナ保険証に移行した後も、現行の保険証がすぐに使えなくなるわけではありません。そのため、令和7年12月1日までに退職する従業員からは、従来どおり保険証を返納してもらう必要がありますので、ご注意ください。令和7年12月2日以降の保険証の返納については、詳細が決まり次第ご連絡致します

### ◆マイナ保険証を持っていない加入者への「資格確認書」の発行

新規加入者については、令和7年12月2日以降、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証を持っていない加入者に発行されます。

既存の加入者については、令和7年12月2日までに当健保組合が必要と判断した人に対して発行される予定です。

なお、資格確認書の取扱いについても、従来の被保険者同様、有効期限内に退職した場合、会社に返納して

もらう必要がありますので退職手続き時にあわせて回収をお願いいたします。

## リテンションと配置・異動管理の重要性

### ◆リテンションの意味と重要性

「リテンション」とは、企業が優秀な人材を維持・確保するために行う人事施策全般を指します。少子高齢化が進み、人手不足の企業が多いなか、既存の優秀な人材が自社に居続けてくれるための施策は、ますます重要になっています。

リテンションマネジメントは、単なる離職防止策ではなく、従業員の満足度や生産性を高め、企業の競争力を維持・向上させるための戦略的な取り組みです。優秀な人材を維持することは、企業の成長に直結するため、企業の重要な課題となっています。

### ◆不本意な配置・異動がリテンションに与える影響

従業員の意思を無視した配置転換や、家庭事情等を考慮しない一方的な異動は、従業員の不満や不安を増大さ

せ、企業への信頼を損なう恐れがあります。場合によっては退職ドミノにつながり、会社の存続を危うくする可能性もあります。

### ◆効果的な配置・異動管理の注意点

効果的な配置・異動管理を実施するためには、まず従業員の個々の適性或キャリアプランを尊重することが重要です。従業員の能力や経験、希望を十分に考慮し、適材適所の配置を心がけることが求められます。

また、配置や異動の基準や過程を明確にし、従業員との対話を重視することで、透明性と公平性を確保することができます。さらに、異動後の適応状況を定期的に確認し、必要に応じてサポートを提供することで、従業員が安心して新しい環境に馴染むことができます。従業員の安心感は近年の労務管理における重要事項です。

ただし、このような取り組みを行うためには、その基礎として職場の良好な人間関係が必要で、また、異動の基準等を明確化し、多様化する働き方にも対応するために、コミュニケーションがますます重要になります。

## 労働者死傷病報告の電子申請義務化について

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、令和7年1日1日から、電子申請が義務化されるとともに、報告事項の整理がされます。

### ◆主な改正内容

労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的に、これまでの自由記載から、該当するコードからの選択に変更になります。

① 「事業の種類」⇒日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択

(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

② 「被災者の職種」⇒日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択

(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③ 「傷病名及び傷病部位」⇒該当する傷病名及び傷病部位を選択

(例) 傷病名：負傷>切断傷病部位：頭部>鼻

また、「災害発生状況及び原因」の記入事項については、留意事項別に記入できる

よう欄が5分割されました(1.どのような場所で、2.どのような作業をしているときに、3.どのような物又は環境に、4.どのような不安全な又は有害な状態があつて、5.どのような災害が発生したか)。さらに、「略図(発生時の状況を図示すること。)」については、従前の手書きから、イラスト等の「略図」のデータを添付することになります(手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付することも可)。

### ◆留意点

厚生労働省は、厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」の活用を推進していますが、電子申請が困難な場合は、当面の間、書面による報告を認めるとしています。また、令和7年1月1日からは、次の報告についても電子申請が義務化されます。

総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告、定期健康診断結果報告、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告、有機溶剤等健康診断結果報告、じん肺健康管理実施状況報告